

令和 2 年 11 月 26 日

令和 2 年登米市議会定例会 11月特別議会 提案理由説明書

登米市議会

議員 番

報 告 第 20 号	登米市地域経済牽引事業の促進を図るべき区域における固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について
------------	--

本件は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）の一部改正が令和2年10月1日から施行されたことに伴う本条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。（新旧対照表5ページ）

報 告 第 21 号	登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について
------------	--------------------------------------

本件は、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）が令和2年9月4日に公布され、国民健康保険税の改正部分が令和3年1月1日から施行されることに伴う本条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。（新旧対照表6ページ）

報 告 第 22 号	損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告について
------------	--------------------------------

本件は、交通事故等に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

議案第99号	登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
議案第100号	登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
議案第101号	登米市職員の給与に関する条例及び登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

本案は、令和2年10月7日の人事院勧告に基づく一般職及び特別職の国家公務員の給与が改定されることを踏まえ、議会議員、特別職及び職員の期末手当の支給割合を改定するため、関係条例の一部を改正するものであります。

(新旧対照表9ページ)

報告第20号関係

登米市地域経済牽引事業の促進を図るべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条 （略） （課税免除の適用） 第2条 促進区域内において、法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本計画の同意（当該同意が<u>令和3年3月31日</u>までに行われたものに限る。）の日（以下「同意日」という。）から起算して5年を経過する日までの期間に、法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って<u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令</u>（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）第2条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した事業者（法第13条第4項の規定により承認を受けた事業者に限る。）について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、省令第3条第2号に規定する事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して最初に固定資産税が課されることとなった年度（当該固定資産を当該対象施設の用に供した日の属する年の翌年の1月1日（当該対象施設の用に供した日が1月1日の場合は同日）を賦課期日とする年度）以降3年度に限り、当該固定資産税を免除する。 第3条～第5条 （略）	第1条 （略） （課税免除の適用） 第2条 促進区域内において、法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本計画の同意（当該同意が<u>平成33年3月31日</u>までに行われたものに限る。）の日（以下「同意日」という。）から起算して5年を経過する日までの期間に、法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って<u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令</u>（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）第2条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した事業者（法第13条第4項の規定により承認を受けた事業者に限る。）について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、省令第3条第2号に規定する事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して最初に固定資産税が課されることとなった年度（当該固定資産を当該対象施設の用に供した日の属する年の翌年の1月1日（当該対象施設の用に供した日が1月1日の場合は同日）を賦課期日とする年度）以降3年度に限り、当該固定資産税を免除する。 第3条～第5条 （略）

登米市国民健康保険税条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条～第22条 （略） （国民健康保険税の減額） 第23条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 （1） 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、</u>	第1条～第22条 （略） （国民健康保険税の減額） 第23条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 （1） 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u>

年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ(略)

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ(略)

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ(略)

第23条の2～第26条(略)

附 則

1～3(略)

_____を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ(略)

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円

_____に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ(略)

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円

_____に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ(略)

第23条の2～第26条(略)

附 則

1～3(略)

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法_____第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。 5～15 (略)	(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額_____」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)」と_____とする。 5～15 (略)
--	--

議案第99号関係

登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 新旧対照表

第1条関係（登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

改 正 案	現 行
第1条～第4条 （略） （期末手当） 第5条 （略） 2 （略） 3 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、議員報酬月額にその額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乘ずる割合は <u>100分の165</u> とする。	第1条～第4条 （略） （期末手当） 第5条 （略） 2 （略） 3 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、議員報酬月額にその額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乘ずる割合は <u>100分の170</u> とする。

第2条関係（登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

改 正 案	現 行
第1条～第4条 （略） （期末手当） 第5条 （略） 2 （略） 3 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、議員報酬月額にその額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乘ずる割合は <u>100分の167.5</u> とする。	第1条～第4条 （略） （期末手当） 第5条 （略） 2 （略） 3 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、議員報酬月額にその額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乘ずる割合は <u>100分の165</u> とする。

議案第100号関係

登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 新旧対照表

第1条関係（登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正）

改 正 案	現 行
第1条～第3条 （略） （手当等の額等） 第4条 （略） 2 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、給料月額にその額の100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乘ずる割合は <u>100分の165</u> とする。 3 （略） 第5条～第7条 （略）	第1条～第3条 （略） （手当等の額等） 第4条 （略） 2 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、給料月額にその額の100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乘ずる割合は <u>100分の170</u> とする。 3 （略） 第5条～第7条 （略）

第2条関係（登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正）

改 正 案	現 行
第1条～第3条 （略） （手当等の額等） 第4条 （略） 2 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、給料月額にその額の100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乘ずる割合は<u>100分の167.5</u>とする。 3 （略） 第5条～第7条 （略）	第1条～第3条 （略） （手当等の額等） 第4条 （略） 2 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、給料月額にその額の100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乘ずる割合は<u>100分の165</u>とする。 3 （略） 第5条～第7条 （略）

議案第101号関係

登米市職員の給与に関する条例及び登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表

第1条関係（登米市職員の給与に関する条例の一部改正）

改 正 案	現 行
第1条～第18条の2 （略） （期末手当） 第19条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。 4～6 （略） 第19条の2～第24条 （略）	第1条～第18条の2 （略） （期末手当） 第19条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。 4～6 （略） 第19条の2～第24条 （略）

第2条関係（登米市職員の給与に関する条例の一部改正）

改 正 案	現 行
第1条～第18条の2 （略） （期末手当） 第19条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。 4～6 （略） 第19条の2～第24条 （略）	第1条～第18条の2 （略） （期末手当） 第19条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。 4～6 （略） 第19条の2～第24条 （略）

第3条関係（登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

改 正 案	現 行
第1条～第7条（略） （給与条例の適用除外等） 第8条（略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第11条の2の2、第18条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第11条の2の2中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年登米市条例第37号。以下「任期付職員条例」という。）第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第18条の2第1項中「規則で指定する職にある職員」とあるのは「規則で指定する職にある職員（特定任期付職員を含む。）」と、給与条例第19条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。 第9条・第10条（略）	第1条～第7条（略） （給与条例の適用除外等） 第8条（略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第11条の2の2、第18条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第11条の2の2中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年登米市条例第37号。以下「任期付職員条例」という。）第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第18条の2第1項中「規則で指定する職にある職員」とあるのは「規則で指定する職にある職員（特定任期付職員を含む。）」と、給与条例第19条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。 第9条・第10条（略）

第4条関係（登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

改 正 案	現 行
第1条～第7条（略） （給与条例の適用除外等） 第8条（略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第11条の2の2、第18条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第11条の2の2中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年登米市条例第37号。以下「任期付職員条例」という。）第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第18条の2第1項中「規則で指定する職にある職員」とあるのは「規則で指定する職にある職員（特定任期付職員を含む。）」と、給与条例第19条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。 第9条・第10条（略）	第1条～第7条（略） （給与条例の適用除外等） 第8条（略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第11条の2の2、第18条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第11条の2の2中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年登米市条例第37号。以下「任期付職員条例」という。）第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第18条の2第1項中「規則で指定する職にある職員」とあるのは「規則で指定する職にある職員（特定任期付職員を含む。）」と、給与条例第19条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。 第9条・第10条（略）